

自治体向け衣類回収ガイドラインに関する検討会 開催要綱

1. 目的

繊維製品は、原材料調達～製造～利用～廃棄の過程で多くの温室効果ガスを排出し、化学物質の使用や水資源の消費、合成繊維由来のマイクロプラスチックの海洋流出等の環境負荷をもたらすことから、業界全体の持続的な発展のためには、大量生産・大量消費・大量廃棄から脱却し、循環経済を実現していくことが不可欠である。

政府は、繊維製品の資源循環システムの構築に向けた課題解決の方向性の検討を実施し、令和6年6月には「繊維製品における資源循環ロードマップ」が策定された。本ロードマップ及び第5次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月閣議決定）においては、「2030年度時点において、家庭から手放される衣料品のうち、廃棄されるものを2020年度比で25%削減する。」等の政府目標を掲げた。

令和7年度には、家庭から廃棄される衣類の削減目標の達成に向けた具体的な取組を「サステナブルファッションの推進に向けたアクションプラン」として取りまとめ、関係省庁が連携し、幅広い関係者の協力を得つつ、強力に推進していくことを示した。中でも国のアクションの一つとして示した「行政回収による衣類資源の質・量の向上」に基づいて、本検討会では、自治体による効果的な回収を促進するため、「自治体向け衣類回収ガイドライン（仮称）」の取りまとめを行うことを目的とする。

2. 名称

本検討会は「自治体向け衣類回収ガイドラインに関する検討会」と称する。

3. 検討事項

本検討会では、以下に掲げる事項を検討する。

- (1) 「自治体向け衣類回収ガイドライン（仮称）」の内容検討・取りまとめに係る事項
- (2) その他、循環型ファッションの推進に関して必要となる事項

4. 組織等

- (1) 本検討会の事務局は環境省環境再生・資源循環局資源循環課とする。なお、必要に応じて三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社が事務局の補助を行うものとする。
- (2) 本検討会は委員5名で構成する。
- (3) 本検討会に座長を置く。座長は、本検討会を総理する。
- (4) 座長は、検討会に、必要に応じて有識者を招聘し、意見を聞くことができる。
- (5) 委員は、環境省環境再生・資源循環局資源循環課の同意を得て三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社が委嘱する。

- (6) 委員の委嘱期間は、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社が委嘱した日から当該日の属する年度の末日までとする。

5. 開催時期・回数

令和8年7月～令和9年3月までに3回程度の開催とする。

6. 審議内容等の公開等

- (1) 本検討会は、原則公開で行うこととし、検討会資料も原則公開とする。
- (2) 競争上の地位その他の利益を害するおそれがある場合、内部情報が含まれること等によりヒアリング先の利益を害するおそれがある場合等については、座長の下承を得た上で、検討会資料を非公開とする。
- (3) 毎会議後、議事要旨を作成し、関係者に確認を得た後に公開することとする。
- (4) 議事要旨の扱いは検討会資料と同様とする。

7. 庶務

本検討会の庶務は、環境省環境再生・資源循環局資源循環課の同意を得て三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社において処理する。

以上